

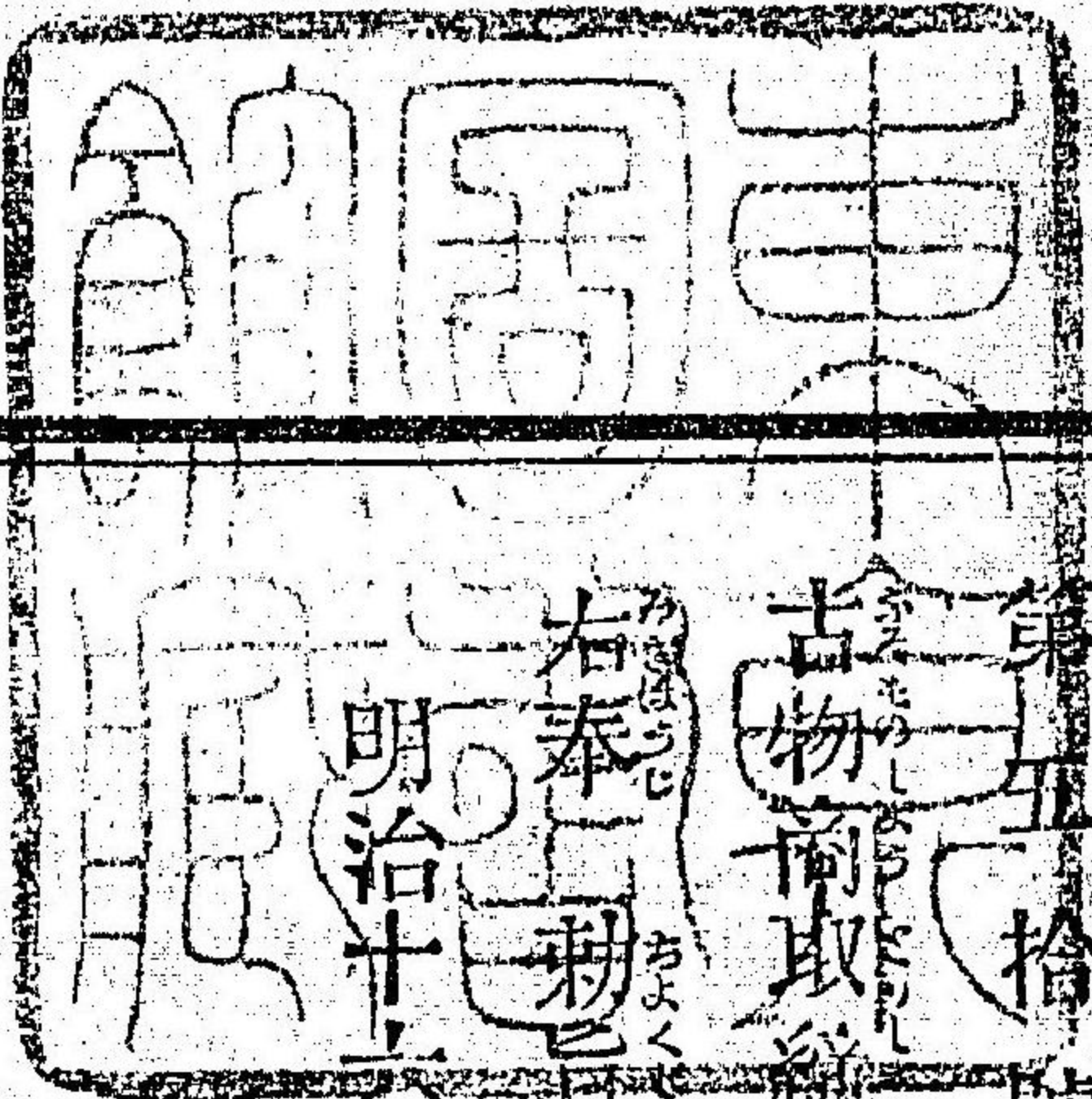
98  
9  
1520

尾形千代藏註解

古物商取締條例

明治十七年  
二月刊行

竹林堂藏版



第五拾號

古物商取締條例別冊ノ通制定シ明治十七年二月一日ヨリ施行ス

右奉勅旨布告候事

明治十六年十二月廿八日

太政大臣 三條實美

内務卿 山縣有朋

古物商取締條例

第一條

古物商トハ古道具、古本、古書畫、古着、古銅鐵、遺金、銀ヲ賣買スル營業者ヲ云フ

(註)此の條は古物商の營業の種目を説明したるものにて別に註釋すべきことなし

袋物屋、小間物屋、籠甲屋、時計屋、飾屋、箔打屋、煙管屋ニシテ其營業ニ屬スル古物ヲ賣買交換スル者及ヒ刀劍商ハ此條

例ニ準據スヘシ

(註)此の項は袋物屋以下本文に載せたる營業者も其の營業するところに從ふ古物を賣買或は交換する者と刀劍を取扱ふ商人は此の古物商取締條例に從がへと云ふとなり

第二條

古物商ハ管轄廳(東京府ハ警視廳)ノ免許ヲ受クヘシ  
(註)此の條は第一條に示したる營業人即ち古物商は管轄せらるる府廳或ひは縣廳へ願出で免許を受けよと云ふことにて若し免許を受けざるるときは第十四條に記したる罰金に處せらるるなり

第三條

古物商物品ヲ賣買シ又ハ交換シタルトキハ警察官ニ於テ其物品及ヒ賣主讓主ヲ調査スルニ差支ナキ様簿冊ニ記載シ且買主讓受主ヲ詳ニスルコトヲ得タルトキハ之ヲ記載スヘシ

(註)此の條は物品を賣り買するか交換したるときは帳面に物品の衣類ならば縞柄、器物ならば模様格合と賣主又は讓渡人の姓名等を書留め置き警察官が調べらるるときは指支なく指出すべく又た買人の姓名や讓受人の名前

も判然て居れば同じく帳面に書て置てのことにて若し右の如くせざれば前  
條と同じ罰金に處せらるゝなり

第四條

身元詳ナラサル者ヨリ物品ヲ買取リ又ハ交換スルコ  
トヲ得ス但身元詳ナル者其証人タルトキ又ハ警察官若クハ  
巡查ノ認可ヲ受ケタルトキハ此限ニアラス

(註)身元の不詳ならざる者が物品を賣拂ふとも又た交換に来るとも一切取  
引をすることは出来ぬが身元の知れたる人が証人となるとき又た警察の役  
人或ひは巡查が認可たるときは随分身元の不詳ならぬ人よりも物品を買ひ  
取り又た交換することが出来るといふことにて若し証人或ひは警察官が巡  
査の認可のない人より取引すれば第十四條に記したる罰金に處せらるゝな  
り

第五條

十五年未満ノ者白痴風癲者及ヒ雇人(雇主ノ家ニア  
ル者)ヨリ物品ヲ買取リ又ハ交換スルコトヲ得ス但父母後  
見人雇主又ハ身元詳ナル者其証人タルトキハ此限ニアラス

(註)滿十五年に滿ざるもの或ひは白痴、癲癩及び雇主の家に居る雇人より  
物品を買取ることゝ交換することは出来ぬとも其の賣人の父母か後見人か  
雇われ人ならば其主人が其者の証人となるとき及び身元詳らかなるものが  
証人となれば買取り又は交換することが出来ることとなり  
官廳、町村、學校、病院、社寺、會社ノ印章記號アル物品ハ其  
賣却シ得ヘキコトヲ證明スル證人二名以上アルニ非サレハ  
之ヲ買取リ又ハ交換スルコトヲ得ス

(註)本文にある如く上は縣廳裁判所郡町村役所より諸會社、銀行或ひは米

會社の類に至るまで書物又は諸道具類等に印判と烙印とが其ほか記號を書付けある物は賣拂ふことを證する證人が二名以上なければ買取ることと交換することが出来たこと

前二項ニ違背シタル者ハ警察官ノ命ニヨリ無代價ニテ物品ヲ取戻サルノアルヘシ

(註)前に記せし取扱ひに背きて買取りたるか又は交換せし品物は警察官より無代價にて持主へ取戻されることもあるべしとのことサテ此の條に於ては無代價にて物品を取戻さるるばかりでなく第十四條に定めたる罰金に處せらるべし

第六條 古物商ハ營業者タルト否トヲ問ハス盜罪詐欺取財ノ罪又ハ刑法第三百九十九條第四百一條ノ處斷ヲ受ケタル者

ヨリ物品ヲ買取リ又ハ交換シ及ヒ寄藏スルルハ警察官ノ許可ヲ受ケヘシ違フ者ハ一月以上三年以下ノ重禁錮又ハ三拾圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

(註)古物商にして營業にするもの又は營業にせざるものに拘わらず強竊盜の罪又は詐欺して金錢を得たる罪を犯せるか刑法第三百九十九條此の條は強竊盜の贓物を知り之れを貰うか盜賊より盜物と知りながら預かり押隠すか又は承知しながら買取るか牙保をせしもの罪を記せるなり) 同法第四百一條(此の條は詐欺取財其他の犯罪にて得たる物件と知りながら之れを貰うか又は押し隠すか買取るか牙保をしたるもの罪を記せるなり)の御處刑を受し人より物品を買取るか交換するか押し隠して呉れよと頼まれらば警察官の許可受け違へば本文の罪ありといふことなり

第七條 古物商ハ自宅又ハ許可ヲ受ケタル市場及ヒ賣主讓主ノ居宅ノ外ニ於テ物品ヲ買取り又ハ交換スルヲ得ス

(註)物品を買取り又たは交換するは我が店か其筋の許可を受けたる道具市場か賣拂主讓渡主の家より外にて一切出来ぬこのこと是も背きたらば第十四條の罰金に處せらるべし

第八條 刀劍又ハ之ヲ仕込ミタル器具ハ身元詳ナラザル者及ヒ盜罪賭博ノ處斷ヲ受ケタル物ニ賣渡讓渡シ又ハ露店及ヒ路傍ニ於テ賣渡讓渡スヲ得ス

(註)刀、劍を始め之れを仕込たる器具(大和杖の類)は身元の知れざるもの強竊盜及賭博の犯罪にて御處刑を受けたるものには一切賣渡讓渡すべからず又た露店或ひは往來などにては同斷賣、讓り渡すべからずとの

ことにて背けば前の條と同じく罰金に處せらる

第九條 古物商物品ヲ他府縣ニ運送セントスルハ又ハ他府縣ヨリ受取りタルハ其物品ノ目錄ヲ所轄警察署ニ届出ツヘシ

(註)他府縣より受取りたるは他府縣へ積出す物品は必ず目錄を所轄の警察署へ届けよとにて背むけば同じく第十四條の罰金に處せらるべし

警察官ハ時宜ニ依リ荷作ヲ解キ物品ヲ検査シ之ヲ差押フル  
トアルヘシ但費用ハ届入之ヲ擔當スヘシ

(註)前段の如く物品の目錄を警察署へ届出たるとき物品のうち怪しきもの(盗み品等なり)等あらば警察官は直ちに右の荷作りを解き一々検査のうへ物品を差押ゆることあるときは其の費用は届け出たるものが引受けよとの

ことなり

第十條 贓物ノ品觸アルキハ到達シタル年月日時ヲ其品觸寫書ニ附記スヘシ

(註)品觸の廻達があれば受取りたる年月日より時間までを詳しく附記よとにて是れ背けば第十四條に示したる罰金に處せらる

第十一條 品觸到達以後一年内ニ類似ノ物品ヲ買取り又ハ交換シ及ヒ寄藏シタルキ若クハ其以前ニ之ヲ得タルマ、所持シタルキハ直ニ所轄警察署ニ届出ツヘシ若シ届出テスシテ其理由ヲ辨解スルコト能ハサル者ハ第六條ノ刑ニ同シ

(註)品觸のありし後一年内に似寄の品を買取るか交換する押陸して呉れよと頼まれたときか又た品觸れの無い已前に得たるときは直に届出でよ若

し届出ずして其の理由を云ひ解くことが出来ねば第六條と同じ刑に處せらる

第十二條 物品ノ賣買交換ヲ記載シタル簿册及ヒ品觸寫書ハ十年間保存スヘシ若シ亡失シタルキハ直ニ所轄警察署ニ届出ツヘシ

(註)賣上帳の類は十年の間た置き紛失したれば届出よとこのことにて之れに背けば第十四條の罰金に處せらるべし

第十三條 警察官ハ何時タリモ古物商ノ店舗ニ臨ミ物品及ヒ簿册ノ検査ヲ爲シ時宜ニ依リ其物品ヲ差押へ又ハ時々簿册ヲ差出サシメ之ヲ検査スルコトアルヘシ古物商ハ之ヲ拒ムコト得ス

(註)警察官は何時でも店へ出張して代呂物および帳面の検査をせられ其の代呂物を差押へ又た折々帳面を差出させることあるも之れを拒むことは出来ぬ若し背けば次の條の罰金に處せらる

第十四條 第二條第三條第四條第五條第七條第八條第九條第十條第十二條第十三條ニ違背シ又ハ詐欺ノ届出ヲ爲シタル者ハ貳圓以上貳百圓以下ノ罰金ニ處ス

(註)其の條々に註釋せし通り本文に載せたる條々に背けば罰金に處せらるとなり

第十五條 第六條第十一條第十四條及ヒ刑法第三百九十九條第四百一條ノ處斷ヲ受ケタル古物商ハ管轄廳(東京府ハ警視廳)ニ於テ三月以上三年以下ノ特別取締ニ付スルヲ得

(註)古物商は本文に載たる條々(註釋は前に在り)の御處分を受たものは特別取締と云ふに處するとのこと

第十六條 特別取締ニ付セラレタル者ハ尙ホ左ノ項目ニ從フヘシ

(註)特別取締に云付られたれば左の通りにせよ

- 一 物品ヲ買取り又ハ交換シタル者ハ其賣主讓主ノ住所氏名年齢及ヒ物品ノ形状(徽章)番號、編柄、模様、損所ノ類ヲ云フ)價額年月日時ヲ簿册ニ記載スヘシ

(註)物品を買取り交換したるときは其人の住所氏名歳より品物の徽章、番號、編柄、損所等は勿論代價年月日時間までを帳面に認め計けとのと

二 日出前日没後ハ物品ヲ買取り又ハ交換シ及ヒ寄藏スル



一 ナ得ス

(註) 日の出前日の没後は品物を取扱かふことが出来ぬ

三

營業者ニアラサル者ヨリ物品ヲ買取り又ハ交換シタル  
其ハ其物品ヲ原狀ノ儘五日間保存スヘシ

(註) 同商業でないものより品物を買取るか交換したるときには原の  
形狀の儘五日の間た置いて置べしとなり

四

物品ヲ賣渡シ又ハ交換シタル其物品ノ形狀價額年  
月日時ヲ簿冊ニ記載シ且買主讓受主ノ住所氏名年齢ヲ  
知り得タル其ハ之ヲ記載スヘシ

(註) 品物を賣渡し又は交換したときは其代價年月日時間及び形狀より  
其容の住所氏名歳等まで分つて居れば記るせよとのこと

五

毎月一度物品賣買交換ノ簿冊ヲ所轄警察署ニ差出シ其  
檢査ヲ受クヘシ

(註) 店の帳面を毎月一度警察署へ出して檢査を受けよとのこと

六

住所ヲ移轉シ又ハ旅行シ又ハ他人ヲ宿泊同居セシメン  
トスル其ハ所轄警察署ノ認可ヲ受クヘシ

(註) 轉居をするか旋へ行くか人を宿泊せ或ひは同居させんとするときは  
警察署へ届出でよとのこと

第十七條

處ス

前條ニ違背シタル者ハ三圓以上三百圓以下ノ罰金ニ

(註) 特別取締を云付られたものが前條第一より第六までのことに背けば本  
文の罰金に處せらる

第十八條 特別取締ニ付セラレタル者第六條第十一條第十四條

第十七條ニ依リ罰金ニ處セラレタル者ハ直ニ之ヲ納完セシム

若シ納完セサル者ハ留置セラルトアルヘシ

(註)特別取締に云付られたものが本文の條々にて罰金を申付られたとき直に罰金を納めることが出来ねば留置にせらるること

第十九條 古物商一年内ニ此條例ヲ再犯シタル者ハ行政ノ處分

ヲ以テ其營業ヲ禁止シ又ハ停止スルヲ得

(註)此の條例を二遍背かば營業を禁止又は停止すること

第二十條 此條例ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ數罪俱發ノ例ヲ用ヒ

ス (註)此の條例に背いたものには一々に罰を申し付け一番重い罪ばかりを罰

し其餘を許す等のことはせぬ

第二十一條 此條例ヲ犯シテ買取り又ハ交換シタル物品贓物ニ係

ルモノハ營業者ニ依ルト否トヲ問ハス警察署ニ於テ之ヲ追

徴シテ被害者ニ還付スヘシ若シ被害者知レサル者ハ之ヲ領

置シ一年ノ後官沒ス

(註)盜賊の盜物と知りながら買取り交換したるときは之れを警察署に取上げ盜まれ人へ還すか又た盜まれ人の知れぬときは一年のうち官沒するとの

こと

第二十二條 商業上ニ付テハ家属又ハ雇人ノ所爲ト雖モ營業者其

責ニ任ヌヘシ

(註)假令家族のものか雇ひ人が此の條例に背いたことをしても鑑札を受け

たる當人が罰を蒙むること

第廿三條 此條例ヲ施行スルノ方法細則ハ警視總監府知事（東京府ヲ除ク）縣令ニ於テ便宜取設ケ内務卿ニ届出ツヘシ

明治十七年一月廿九日出版御届

同 年二月 出版

定價金拾五錢

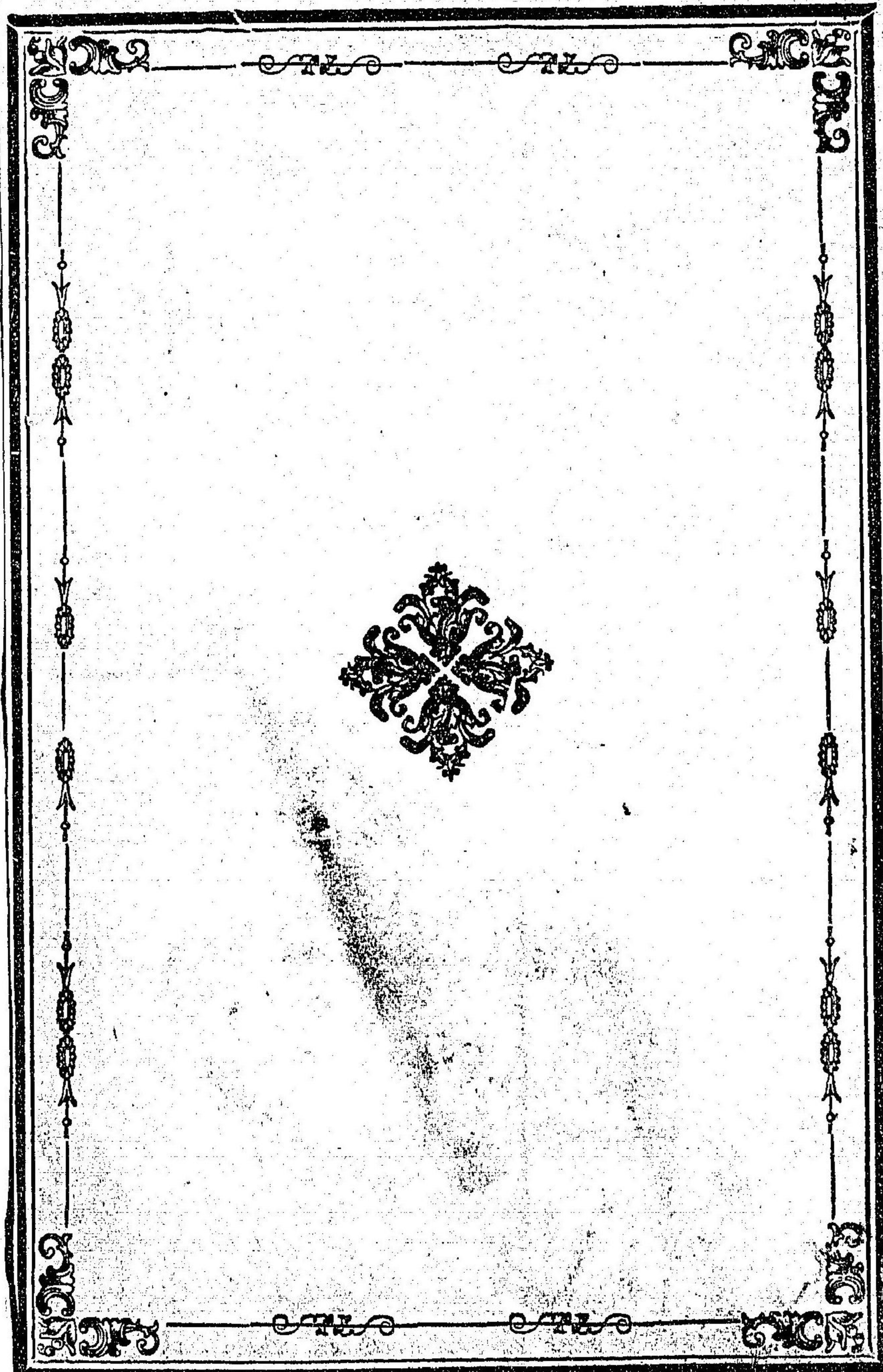
德島縣平民

出註  
版解  
人兼

尾形千代藏

阿波國名東郡西新町  
五百貳拾三番地

219-11



98  
9  
1520

尾形千代藏註解

# 古物商取締條例

明治十七年  
二月刊行

竹林堂藏版

033604-000-1

CZ-351-021

古物商取締條例

尾形 千代藏 / 著

M17

BBK-0447

